

公 示 送 達 書

下記の書類は、当市役所総務部市民税課に保管してありますので、来庁の上
受領してください。

なお、この掲示は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の
規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日に下
記書類が送達されたものとみなされます。

令和8年8月7日

太 田 市 長 穂 積 昌 信

記

1 送達する書類

令和8年度市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書 6件

2 送達を受けるべき者の氏名

別紙のとおり

令和8年度市民税・県民税 税額決定通知書
送達を受けるべき者の氏名

No.	氏 名
1	島田 房子
2	清嶋 輝二
3	長谷川 富士夫
4	藤原 捷博
5	野村 雅子
6	周藤 スイ子